

長崎県資源管理協定審査基準

令和３年７月９日制定

（趣旨）

第１ この審査基準は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 124 条第 1 項の協定の認定に関して必要な基準を定めるものである。

（認定基準）

第２ 知事は、法第 125 条及び漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 37 条の規定に基づき、法第 124 条第 1 項の認定の申請に係る協定の内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- （１） 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）又は長崎県資源管理方針（令和 2 年 12 月 1 日長崎県告示第 754 号）に照らして適当なものであること（協定が対象とする水産資源について資源管理基本方針に定められた法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標の達成に向け効果的なもの、又は長崎県資源管理方針に定められた資源管理の方向性に沿った取組であると認められる資源管理措置が含まれているものであること）。
- （２） 不当に差別的でないこと。
- （３） 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。
- （４） 特定水産資源を対象とする協定にあっては、当該特定水産資源に係る知事管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものであると認められるものであること。
- （５） 特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定にあっては、法及び法に基づく命令その他関係法令により漁業者が遵守しなければならない措置以外に当該水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置（少なくとも当該協定に参加している者自らによる、当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の長崎県知事への報告といった措置）が定められていること。
- （６） 法第 124 条第 2 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項の内容が、協定に参加している者に過重な負担を課すものでないこと。